

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	長野県 小谷村

## 小谷村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 観光地域振興課 農林係  
所在地 長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131  
電話番号 (0261)82-2001  
FAX番号 (0261)83-2232  
メールアドレス nourin@vill.otari.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、アオサギ、カラス、タヌキ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～ 令和10年度
対象地域	小谷村一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	米、野菜	0.25ha 450千円
ツキノワグマ	米、野菜、養蜂、鶏	0.03ha 50千円
イノシシ	米、蕎麦、野菜	0.45ha 550千円
ニホンジカ	米、蕎麦、野菜	0.1ha 80千円
カモシカ	米、蕎麦、野菜	0.01ha 20千円
アオサギ	放流魚	500匹 50千円
カラス	米、野菜	0.02ha 80千円
タヌキ	野菜	0.02ha 80千円
ハクビシン	野菜	0.02ha 80千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザルに関しては、これまで村の北部から中部にかけて被害が発生していたが、近年南部での被害が急増した。早い地区では5～6月頃集落に出没し、ジャガイモ等の農作物に被害が発生。7～11月にかけてトウモロコシ、カボチャなどを中心とした多くの農作物が被害に遭っている。推定20～60頭で構成される群れが村内に7群あり、その群れが各集落を移動しているため、被害は広い地域で発生している。

ツキノワグマに関しては、野菜ではトウモロコシの被害があり、もち米についても食害や踏み倒しが確認されている。また、蜂蜜が誘因で養蜂箱の破壊や鶏舎小屋へ侵入し鶏の餌への被害や鶏を襲うなど畜産被害も発生している。被害の状況より村内各地の森林に生息、あるいは森林を移動し付近の集落を行き来している可能性がある。農家では柵を張るが、柵を破壊して畑に侵入される事態も発生している。

イノシシに関しては、水稻の踏み倒しや畑の掘り起こしなどの被害がある。電気柵未設置地域では全滅するケースも見受けられる。豚熱により一時被害が減少したが、抗体を持つ個体が出てきた影響もあり生息数は増加しているものと予想される。

ニホンジカに関しては、野菜や水稻の食害が発生している。被害状況から、近年、南小谷地区を主に目撃地区が増え、村内における生息地域が拡大しつつある。

カモシカに関しては、被害では蕎麦や野菜が食害される被害が起きている。農作業をしている農家の住民が畑近くで目撃するなどの報告を受けている。

アオサギに関しては、川に放流している稚魚や成魚を食害されているとの報告を漁業協同組合より受けている。網を張るなどの対策をしているとのことだが、効果は薄く、魚の食害の被害は拡大している。

カラス・タヌキ・ハクビシンに関しては、水稻やその他農作物の食害の報告があり、被害が拡大している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標 (鳥獣の種類)	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和10年度)	
	被害面積等	被害額	被害面積等	被害額
ニホンザル	0.25ha	450千円	0.2ha	360千円
ツキノワグマ	0.03ha	50千円	0.02ha	32千円
イノシシ	0.45ha	550千円	0.4ha	490千円
ニホンジカ	0.1ha	80千円	0.08ha	64千円
カモシカ	0.01ha	20千円	0.01ha	20千円
アオサギ	500匹	50千円	300匹	30千円
カラス	0.02ha	80千円	0.01ha	40千円
タヌキ	0.02ha	80千円	0.01ha	40千円
ハクビシン	0.02ha	80千円	0.01ha	40千円
計	0.9ha 500匹	1,440千円	0.74ha 300羽	1,116千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	① 捕獲体制の整備 小谷村有害鳥獣駆除対策協議会（以下「協議会」という。）と協同による捕獲活動を実施。 鳥獣被害対策実施隊を編成し捕獲活動を実施。	有害鳥獣の出没数の増加や出没地域の広域化、捕獲従事者の高齢化及び減少により捕獲活動が繁忙化している。
	② 捕獲機材の導入 箱檻、ドラム缶檻、くくりわなの導入。	有害鳥獣の出没地域の広域化により捕獲機材が足りなくなり、被害地域に行き渡らない時がある。
	③ 捕獲技術の研修 わなによる効果的な捕獲を図るための技術研修会の実施。	わなを無駄なく使えるように安全で的確な捕獲が取り組めるよう図る必要がある。
	④ ライフル射撃場整備への支援 捕獲技術向上に必要なライフル射撃場整備への支援の実施。	継続的な施設整備と施設活用が必要となる。 物価高騰により、弾薬費用が非常に値上がりしているため、節約を余儀なくされている。
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	① 有害鳥獣被害対策事業 侵入防止柵等設置、購入に対する補助事業の実施。	侵入防止柵を設置した箇所以外の農地において被害が発生する。広域的な侵入防止柵の設置が必要である。
	② 被害防止技術等の普及 追い払い方法等広報による村民への被害防止技術の普及活動の実施。	村民が自主的に積極的な有害鳥獣対策への取り組みをできるよう対策を図る必要がある。
	③ 追い払い活動の実施 地域より連絡を受けてから、爆竹等による追い払いを実施。	捕獲従事者の減少により巡回活動ができないため、被害発生からの活動となり先手が打てない。
生息環境管理 その他の取組	① 生息環境管理 緩衝帯の整備を行い、人と鳥獣の生活区域を明確化する他、人家付近の果樹除去の取組を実施。	緩衝帯整備、果樹除去についても事業を行うための資金及び業者の確保が必要である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

当村の今後の有害鳥獣対策として、農作物に被害を与えるニホンザル、イノシシ、ニホンジカへの対策、農作物被害と人身被害の危険性があるツキノワグマへの対策が急務である。

下記に掲げる各対策を総合的に組み合わせ、農林水産被害の軽減や人身被害の防止を図り、野生動物との棲み分けの実現を目指す。

##### ○捕獲等に関する取組

- ①大型捕獲檻等の導入による適切な個体調整（捕獲）の強化
- ②箱罾やくくりわなの活用において、わなによる錯誤捕獲や事故などないように講習会を実施して安全で的確なわなの設置技術を習得する。
- ③実施隊員を確保し、次世代へ技術を継承する。
- ④ツキノワグマ等危険鳥獣が日常生活圏内に侵入する恐れがあり、人の生命、身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な場合は、鳥獣保護管理法を根拠に緊急銃猟を行う。

##### ○追い払いや防護柵の設置等に関する取組

- ①電気柵の設置については、まとまった農地を一体的に囲むことで電気柵の効果をより発揮できるよう指導を行う。
- ②鳥獣被害対策実施隊による見回り、追払の実施を行う。

##### ○生息環境管理その他の取組

- ①ツキノワグマについては生息状況調査、目撃に関する情報の収集を実施することで生息頭数の把握に努める。
- ②小谷村ツキノワグマ保護管理計画に基づき、電気柵等による農作物の被害防除活動に取り組む。
- ③春クマ猟による適切な個体数調整の実施による出没率の低下を図る。
- ④通信技術の導入による有害鳥獣全般に関する生態把握及び適切な捕獲を行う。
- ⑤隠れ場所となる藪の刈り払い、緩衝帯整備を実施し、境界を引く。
- ⑥餌となる柿、栗の果樹等誘因物除去の周知徹底を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲については、鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)主に実施する。大北猟友会南小谷支部、中土支部、北小谷支部(以下「小谷村猟友会」という。)のうち村長が指名または任命した者、その他村長が必要に応じて委嘱した者を鳥獣被害対策実施隊員(以下「隊員」という。)として組織し、捕獲活動に取り組む。また捕獲と同時に、巡回活動や生息状況調査を必要に応じて行い生息数の把握に取り組むことで、生態系に悪影響を及ぼすことのない適度な捕獲に取り組む。

村が捕獲許可を受けた隊員に出動を要請し、それぞれ地域の実情に合わせて農作物被害等が発生した都度、又は定期的に捕獲活動を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	鳥獣全般	通信技術 (ICT) を利用した捕獲機材の導入 新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟登録者への支援
	ニホンザル	大型檻及びGPS等の導入
R 9	鳥獣全般	通信技術 (ICT) を利用した捕獲機材の導入 新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟登録者への支援
	ニホンザル	大型檻及びGPS等の導入
R 10	鳥獣全般	通信技術 (ICT) を利用した捕獲機材の導入 新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟登録者への支援
	ニホンザル	大型檻及びGPS等の導入

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンザルは特定鳥獣保護管理計画に基づき、各群の生息状況、被害状況、住民等による追い払い効果等を踏まえ、群れ毎の捕獲数を決定する。
ツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮し必要な捕獲を行うことに加え、緊急的な対応が必要な個体、事案に対しては、緊急捕獲を視野に入れ捕獲を行う。ニホンジカ及びイノシシは、特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲数を決定するが、被害が多発する箇所については捕獲を強化する。
その他獣類・鳥類は捕獲計画について生息状況、被害状況を踏まえて捕獲団地と捕獲頭数を計画し、協議会に諮る。協議会にて諮った捕獲計画を大北地区野生鳥獣保護管理対策協議会にて協議し決定する。一部鳥獣は特定鳥獣保護管理計画に基づき計画する。捕獲計画数、捕獲等の取組内容は以下のとおり。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	50頭	60頭	70頭
ニホンジカ	50頭	50頭	60頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
カモシカ	有害個体のみ駆除	有害個体のみ駆除	有害個体のみ駆除
ツキノワグマ	50頭	50頭	50頭
アオサギ	50羽	50羽	50羽
カラス	20羽	20羽	20羽
タヌキ	20匹	20匹	20匹
ハクビシン	20匹	20匹	20匹

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣を確実に仕留めるため必要である。なお、安全性の確認ができる場所において適正に使用する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小谷村一円	・ニホンジカ ・アオサギ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	電気柵 (総延長 10,000m)	電気柵 (総延長 10,000m)	電気柵 (総延長 10,000m)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	村民への電気柵設置補助金による電気柵の効果の普及を図る。また、電気柵設置の講習会を実施し、的確な防除対策の推進を図る。電気柵の設置、管理等に関する技術を備えた指導者を育成し、村民への助言、指導を行える体制の形成を図る。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年	ツキノワグマ イノシシ	村民に対し、餌となる柿の木や栗の木等誘因物の除去を行う際に補助の実施を予定。各集落、観光施設付近を主に緩衝帯整備を行う。
令和9年	ニホンザル ニホンジカ	
令和10年		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

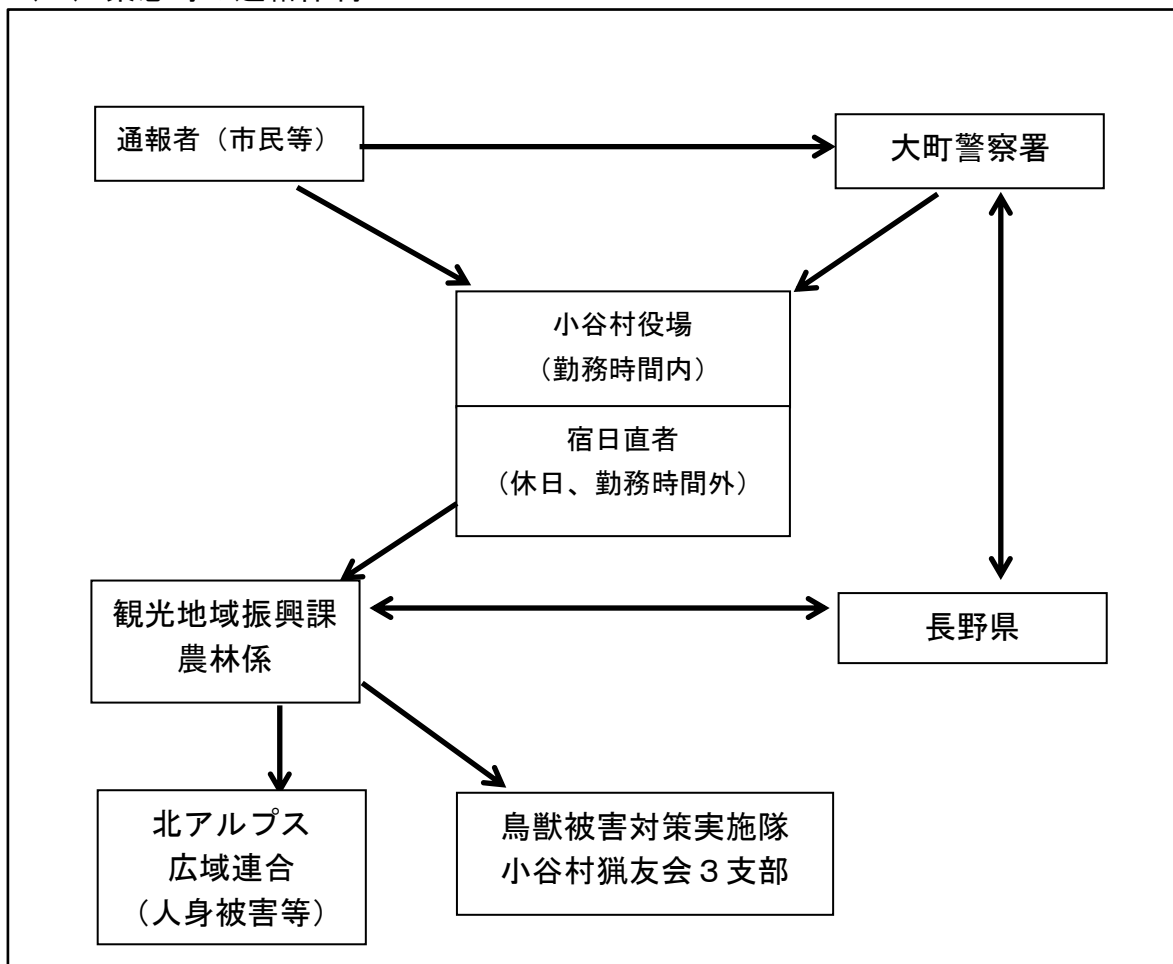
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県	関係機関との連携 個体数調整許可の迅速な対応 麻酔銃等が必要な場合の応援体制
大町警察署	関係機関との連携 人身に対する退避等安全措置の実施
小谷村	関係機関との連携 地域住民への注意喚起及び安全措置の実施 鳥獣被害対策実施隊への出動命令 対象鳥獣の追払いの実施
鳥獣被害対策実施隊	迅速な捕獲の実施 パトロールの実施

小谷村猟友会 3 支部	迅速な捕獲の実施 パトロールの実施
-------------	----------------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した当該地に埋却し、周辺に消石灰等を十分に散布する。当該地への埋却が困難な場合には、死体を逆性石鹼液等で消毒し、ビニール袋、フレコンバッグ、ブルーシート等で密閉後、市町村等関係者に協力を依頼し、焼却または埋却により適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカやイノシシはジビエ振興対策として、地域の取組み意欲を喚起するため、食材としての消費拡大等、地域資源としての活用を継続して検討する。
----	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小谷村有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
大北地区猟友会	大北管内猟友会各支部との連絡調整
小谷村猟友会 3 支部	捕獲従事者
鳥獣保護管理員	生息状況把握
小谷村	事務局

小谷村駐在所、北小谷駐在所	被害状況の把握
被害地区	地区の被害状況の把握
小谷村鳥獣被害対策実施隊	捕獲従事者

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大町警察署	被害状況の把握
大北地区野生鳥獣被害対策チーム	被害防除対策の指導
信州大学農学部 教授 泉山茂之氏	被害防除対策の指導
ワイルドライフサービス 長野市鳥獣被害調査員 後藤光章氏	被害防除対策の指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小谷村鳥獣被害対策実施隊は、小谷村猟友会のうち村長が指名または任命した者、その他村長が必要に応じて委嘱した者により構成される。  
鳥獣被害対策実施隊員：40名（R8.1月現在）構成：小谷村猟友会員

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

基本的には決められた埋設地に埋設、あるいは自家消費とする。ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ等サンプル採取に協力し研究機関に送るものについては、必要箇所を採取し送付する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

村内では高齢化が進み耕作者が減少傾向にあるため、野生鳥獣による被害防止・軽減には被害地域が一体となった取組みが重要である。そのため行政や関係機関が連携し、適切な防除対策情報の提供等、地域の実情にあわせた支援体制を構築していくことが求められる。

被害地域では、加害鳥獣の確認、集落内の点検、計画を立て、対策を講じていくことが必要である。また、環境整備事業を活用したゾーニングの形成、防護柵等の設置、出没時に集落ぐるみの追払い活動等、自己防衛が重要である。ニホンザルなど他市町村を超えて活動する有害鳥獣については、広域的に対策を実施し、被害防止の取り組みを図る。

現在の野生鳥獣は人里の農作物等、栄養価の高い餌を得ているため頭数が年々増加している。捕獲等には適正数の管理（個体数調整）が最も重要である。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け 7森推第1160号同意